

令和7年11月 河北町農業委員会総会（第11回）

令和7年11月25日（火曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番 岡崎 学 委員	2 番 布川 峯夫 委員	3 番 押野 利浩 委員
4 番 関 紀子 委員	5 番 奥山 ちか子 委員	6 番 木嶋 啓治 委員
7 番 堀 和彦 委員	8 番 安部 敏明 委員	9 番 高橋 清 委員
10 番 逸見 三和子 委員	11 番 奥山 喜幸 委員	12 番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年11月25日（火曜日）午後1時58分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

5 番 奥山 ちか子 委員 6 番 木嶋 啓治 委員

日程第2 議案の審議

報第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第34号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（嶋田）

おつかれさまでございます。それでは、定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、只今から令和7年11月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに欠席のご報告をさせていただきます。

佐藤事務局長ですが、緊急銃猟訓練会議に出席のため欠席となります。

それでは、はじめに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（嶋田）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になっていただきまして、進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。

5番 奥山 ちか子 委員 6番 木嶋 啓治 委員お願いいたします。

それでは、早速、日程第2、議案の審議にはいります。報第21号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、ご説明いたします。着座での説明とさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。報第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、申請番号66番 所在地 西里字後沢●●、田ほか21筆、合計29,536㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作することです。

次に、2ページをお開きください。申請番号67番 所在地 西里字中嶋●●、樹園地ほか2筆、合計1,283㎡です。所有者の●●さんと●●さんの3条の賃貸借契約ですが、相続人の●●さんが引き続き耕作されるということで、賃借権を相続するものです。

次に、申請番号68番 所在地 谷地字沢畑●●、畑ほか1筆、合計2,573㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後は、売買のあっせんを希望されています。

次に、申請番号69番 所在地 大字田井字狐原●●、畑ほか9筆、合計4,422㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作することです。

次に、申請番号70番 所在地 西里字白山堂●●、畑ほか4筆、合計10,870㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作することです。

次に、申請番号 71 番 所在地 大字吉田字花ノ木●●、畑ほか 3 筆、合計 1,202 m²です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、吉田東は引き続き●●にお願いし、ほかは自作するとのことです。

次に、4 ページをお開きください。申請番号 72 番 所在地 大字溝延字扇田●●、田ほか 3 筆、合計 7,600 m²です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、畑は自作し、田は●●さんに耕作をお願いするとのことです。

次に、申請番号 73 番 所在地 谷地字下野●●、畑ほか 13 筆、合計 17,651 m²です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、畑は自作し、田は●●さんに耕作をお願いするとのことです。

以上 8 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、あっせん希望も含めて出ておりますが、皆さんから何かご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければ次に移ります。報第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書の 5 ページをご覧ください。報第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、申請番号 121 番、所在地 西里字天満●●、田、2,930 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、耕作者側の経営縮小のためとのことです。

次に、申請番号 122 番、所在地 谷地字東●●、田ほか 1 筆、合計 5,372 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請でご審議いただきますが、売買するためです。

次に、申請番号 123 番及び 124 番、所在地 大字岩木字岩木●●、畑ほか 6 筆、合計 3,483 m²です。相続により所有者と耕作者が同一になったため中間管理事業での契約を解約するものです。

以上 4 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、皆さんから何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。

次に移ります。議第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、木嶋委員が関係者でございますので暫時退席お願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、7 ページをご覧ください。議第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 61 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字東●●、田ほか 3 筆、合計 8,222 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 62 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字砂田●●、田ほか 4 筆、合計 7,726 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、資料の 8 ページをお開きください。申請番号 63 番、使用貸借権の設定です。所在地 谷地字置上●●、畑ほか 2 筆、合計 4,370 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、就農のために経営拡張したいことで、親子間での使用貸借を設定するものです。

以上 3 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告をお願いします。

○ 布川委員

61 番につきまして、昨年頃から豆を植えてきれいにやっておりますで大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

62 番お願いいたします。

○ 安部委員

62 番現地確認してまいりました。大豆畑としてきれいに管理されていまして。受け人は近年ライスセンターなども建てて精力的にやっておりますので大丈夫かと思えます。

○ 議長（会長）

63 番お願いいたします。

○ 奥山委員

63 番は、親子で受け人の息子さんが就農されたので経営拡張のために委託する形だと思います。さくらんぼ畑と田と耕作されていたところですので問題ありません。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。

何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。

次に移ります。議第 34 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、議案書の 9 ページから議第 34 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成についてご説明いたします。

説明の前に、資料の差し替えをお願いいたします。申請番号の欄ですが、すべて小計となっておりましたので、9 ページから 48 ページまで修正した議案書を机に配布させていただいております。

申し訳ございませんが議案書の差し替えをお願いいたします。

それでは、議第 34 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、河北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求める旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料の 9 ページから 48 ページの中間管理事業による貸借につきましては、河北町農地利用調整委員会で協議されたものですので、それぞれの説明は省略させていただきます。

以上、貸借権の設定 268 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、北谷地がほとんどですが、80 町歩くらい今回中間管理事業なるようだけれども、かなり集約や集積進んでるんですか。

○ 堀委員

そうですね。ただ話し合いはしなければならぬのですが。

○ 議長（会長）

85 歳前後が 5～6 人いるみたいだけれども。

○ 堀委員

その分の話し合いというのは、これから、できるかできないか確認しないと。

○ 議長（会長）

遠慮してくれとは言いにいくいか。

○ 堀委員

遠慮してくれとは言いき辛いところがある。

○ 高橋委員

やっぱり去年、今年と米の値段が上がっているから、やめようと思っていた人ももう少し頑張っかなという、そういう状態なんだね。あと 2～3 年して駄目な時は他の人にお願いするという感じ。

○ 議長（会長）

今回は北谷地の方重点的に集積進んでおりますので、他のところも中間管理事業利用しながら、これから集積を進めていただきたいなと思っております。中間管理事業だと口座引き落としで賃借料の支払いも楽になるので、そのへん各地域でも新しい契約は中間管理で進めていかなければならないかなと思います。何か皆さんからありましたらお願いいたします。

（なし）

なければ 11 月総会を終了いたします。

午後 2 時 45 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 11 月 25 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
